

意見陳述書

2005年2月23日

さいたま地方裁判所 御中

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目15番41号221

大高文子

原告の一人、大高文子と申します。

裁判の開始に当たり、原告として、なぜこの裁判が必要になったかという事を、やや総論的に、ハッ場ダムが問題視されてきた背景やハッ場ダムをとりまく情勢について、簡単に述べさせていただきます。

私がハッ場ダムの問題に関心を持ったのは、50年も前に計画されたこのダム事業がいまでも本当に必要なのか、また、埼玉県の負担額がきわめて大きく、そのように巨額の負担をするだけの意味がこのダムにあるのかという素朴な疑問をもったことがきっかけです。

それ以降、現地の方々、様々な人たちからお話を伺ったり、資料を調べたり、建設予定の現地の長野原町を訪ねました。知れば知るほどこのハッ場ダムは、目的の治水・利水の面、ダムの安全性の面からも問題だらけのダムで、無意味なものです。このようなダム建設に、私たちの貴重な税金が投入されることは何としても避けねばならない、と考える監査請求を行い、それが却下されたために、本訴訟に至った訳です。

そもそもこのハッ場ダムは、50年も前、戦後日本の復興期に計画されたものです。しかも、地元特に長野原町の人たちの強い反対運動と、吾妻川の水質が強酸性のために、コンクリートがもたないという理由で、一時は断念されたものです。

このハッ場ダムの抱える問題は、単に税金のムダ遣いということに留まらず、国指定の天然記念物を水没させ、地元住民の生活再建もままならないという、自然破壊・生活破壊を伴うものです。さらに、大災害を引き起こす危険性さえ含んでいるものです。

そしてまた、河川の管理については、現在全国的・世界的に見直しが進んでおり、いままでのようなダムに頼った治水・利水でなく、場合によっては既設のダムを撤去して、できるだけ自然のもつ力を利用した方法によって、自然環境に配慮しながら行なっていく方向に進んでいます。「脱ダム宣言」というのはその一つの現れであります。このハッ場ダム計画は、このような流れにも真っ向から逆らう時代錯誤の計画です。

長野原町は、私の住むさいたま市に比べると、とても緑豊かです。しかし、ダムの関連工事の現場を見学すると、残念なことに保水力のある10m・20mの高木は切り倒され、山の削られる様子は、とても痛々しく感じました。ダム建設が予定されているハッ場地区は、吾妻川の中流部の吾妻渓谷にあります。吾妻渓谷は、「関東の耶馬溪」・「国の宝」とも言われ、日本でも稀有の美しい渓谷です。

そこはイヌワシ・オオタカ・クマタカ・カモシカ・イノシシ・ニホンザルなどの野生生物を育み、環境省のレッドデータに記載されている絶滅危惧種の植物も多いという豊かな

生態系を持ち、溶岩を侵食して出来た奇岩・怪岩の造形美があります。また、川原湯岩脈は国の天然記念物に指定されています。そして水没予定の川原湯温泉は、古くから草津の上がり湯として親しまれ、松尾芭蕉・与謝野鉄幹・若山牧水らの多くの文人が訪れ、さまざまな文化を育ててきました。素晴らしい自然と育まれてきた文化を台無しにしてハッ場ダムがつくられようとしているのです。

いま現地は、長年のダム反対運動に疲弊し、ダム計画のために生活基盤の向上も望めないという状況で、やむなく容認という形になっています。しかし、国土交通省は、以前の約束をなかなか実行しようとしません。そのために一旦は同意した地元の人たちが「国交省に約束を守らせる会」というのを作って、活動せざるを得ないような状況になっています。50年間も犠牲を強いられてきた地元住民には、長年の経済的・精神的な損失に対して、また今後の生活再建のために十分な補償が必要と考えます。

このような場所に、約9000億円、将来的には一兆円にもなるかという税金を投入してダムを造ることが許されて良い訳がありません。そもそも公共事業というのは、公共の福祉のために行われるべきものです。それが、地元も不幸にし、関係地域の住民にも何らの便益をもたらさない、さらに自然環境も破壊するとなれば、それは公共事業の名に値しません。いったい誰がこのダムを欲しているのでしょうか。私たちは絶対に拒否します。

このダムが造られようとしているのは群馬県ですが、それを財政的に支えるのは、国および関係する1都5県です。他人事ではありません。そのために、その1都5県内でこのダム計画に疑問をもつ多くの人たちが、一斉に住民監査請求・住民訴訟をするという異常な事態になったのです。単に埼玉県だけの問題でなく、1都5県の問題であり、さらには全国的にもみても西の川辺川ダムと並び、最も深刻な問題を持つダム事業であると考えられます。

どうか裁判官の皆様は、表面的な事象だけでなく、この訴訟の背景にまでご留意いただき、このダムを貴重な税金を使って造ることが許されるものかどうかを、ダムの必要性・危険性にまで遡ってご検討いただきたくお願いして、私の陳述とさせていただきます。